

「関税法の内容に基づき制定した 各種税関手数料規定の改定」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

仏暦二四六九年関税法の内容に基づき制定した省令一四四号（仏暦二五四七年）＝各種税関手数料規定の改定

第一項

仏暦二四六九年関税法の内容に基づき制定された省令八四号（仏暦二五三二年）によって改定増補された、仏暦二四六九年税関法の内容に基づき制定された大蔵省省令末尾のソー1添付書及びソー2添付書を廃止し、本省令末尾のソー1添付書及びソー2添付書を代わりに使用する。

第二項

仏暦二四六九年関税法の内容に基づき制定された省令一〇七号（仏暦二五三八年）によって改定増補された、仏暦二四六九年税関法の内容に基づき制定された大蔵省省令末尾のソー3添付書を廃止し、本省令末尾のソー3添付書を代わりに使用する。

第三項

仏暦二四六九年関税法の内容に基づき制定された省令八四号（仏暦二五三二年）によって改定増補された、仏暦二四六九年税関法の内容に基づき制定された大蔵省省令末尾のソー4添付書及びソー5添付書を廃止し、本省令末尾のソー4添付書及びソー5添付書を代わりに使用する。

第四項

仏暦二四六九年関税法の内容に基づき制定された省令九〇号（仏暦二五三四年）によって改定増補された、仏暦二四六九年税関法の内容に基づき制定された大蔵省省令末尾のソー7添付書を廃止し、本省令末尾のソー7添付書を代わりに使用する。

仏暦二五四七年〔西暦二〇〇四年〕八月一〇日制定
官報告示 / 仏暦二五四七年一〇月一三日

ソー1 添付書

税関の保管所もしくは倉庫における物品保管手数料レート

（1）税関保管所での梱包材を含めた貨物保管料。保管開始日から一〇日以内に引き出した場合、一日当たりの保管料として以下のレートで徴収する。

- （a）10キログラム以下 1個につき40バーツ
- （b）10キログラム超、40キログラム以下 1個につき80バーツ
- （c）40キログラム超 1個につき150バーツ

一〇日以内に引き出さなかった場合は、一〇日間を超える部分については第一段で規定したレートの二倍のレートで一日当たりの保管料を徴収する。

一日の端数は一日として計算する。

（2）税関倉庫での梱包材を含めた貨物保管料。保管開始日から一週間以内に引き出した場合、保管料は徴収しない。

一週間を超えるが、五週間は超えない場合、一週間を超える部分について、一週間当たりの保管料として以下のレートで徴収する。

- （a）25キログラム以下 1個につき25バーツ
- （b）25キログラム超、50キログラム以下 1個につき50バーツ
- （c）50キログラム超、100キログラム以下 1個につき70バーツ

(d) 100キログラム超 1個につき70パーツ 及び、100キログラムを超える部分について50キログラムにつき150パーツの割増料金を徴収する。50キログラムの端数は50キログラムとして計算する。

五週間を超える部分については第二段で規定したレートの二倍のレートで一週間当たりの保管料を徴収する。

一週間の端数は一週間として計算する。

(3) プライベート利用もしくは商品見本とするために民間もしくは会社商店に送られて来た三〇〇〇パーツ以下の価格を有する郵便物は、保管開始から二週間以内に税関倉庫から引き出した場合は保管料を徴収しないが、当該期間中に引き出さなかった場合は郵便物通知状(バイ・ジェーン・クワーム・プライサニヤパン)を受け取った日から第二段(2)のレートで保管料を徴収する。

一週間の端数は一週間として計算する。

ソー2 添付書

二日を超える貨物積み下ろし船舶内における職員派遣手数料レート

船が到着してから二日を超えての輸入貨物運輸船舶からの荷揚げ、積載開始日から二日を超えての輸出船舶への貨物積載、もしくは積載開始日から二日を超えての積載済みの輸出船舶停泊は、当該期間を超えた分について一日二〇〇パーツのレートで手数料を徴収する。

外国と接した陸上国境ゾーンを有する税関ポイントの責任エリアである場合、輸入貨物船からの荷揚げ、輸出船への貨物積載もしくは貨物積載済み船舶の停泊で手数料は徴収しない。

ソー3 添付書

公務時間外もしくは公休日における職員業務手数料レート

(1) 税関所における特別業務で特別に業務オープンを求める場合(ノックドア) / 1件につき400パーツ

(2) 輸出入船舶内業務

(a) 公休日の06時から18時まで / 1隻につき500パーツ

(b) 18時から24時まで / 一隻につき500パーツ

(c) 24時から06時まで / 一隻につき500パーツ

(d) 輸出入同時の業務であれば(a)(b)もしくは(c)に掲げたレートの50%を付加する

(3) 貨物置場(ローンバック・シンカー)もしくは許可を得た場所での小型輸送船(ルア・ラムリアン)もしくはエンジンなし輸送船(ルア・ポ)内業務

(a) 公休日の06時から18時まで / 1隻につき300パーツ

(b) 18時から24時まで / 一隻につき300パーツ

(c) 24時から06時まで / 一隻につき300パーツ

(4) 輸出入貨物の検査、もしくは検査済み貨物の輸送の場合における税関所、港湾事務所、貨物置場、保税倉庫、あるいは許可を得た場所での業務

(a) 公休日の08時から16時30分まで / 送り状1部につき200パーツ

(b) 16時30分から24時まで / 送り状1部につき300パーツ

(c) 24時から08時まで / 送り状1部につき300パーツ

(5) 商業漁船のための税関所での特別業務 / 手数料なし

(6) 観光目的に一次的に自己と共に王国に持ち込む、もしくは王国から持ち出す自家用車の税関検査の場合における、(1) に基づく税関所での特別業務、(2) に基づく輸出入船舶内での業務、(4) に基づく業務 / 手数料なし

(7) 航空輸出入の報道写真及び新聞の税関検査の場合における、(1) に基づく税関所での特別業務、(2) に基づく輸出入船舶内での業務、(4) に基づく業務 / 手数料なし

(8) ノンカイとラオス人民民主主義共和国国境の乗客輸送のためにタイ・ラオス友好橋運営保全政策制定共同委員会の決定に基づき運行するタイ・ラオス友好橋上の乗合サービス自動車(シャトルバス) の税関検査の場合における、(1) に基づく税関所での特別業務 / 手数料なし

(9) (2) から (8) までに示した以外の行為を求める場合の税関所での業務

(a) 公休日の 0 8 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分まで / 1 件につき 2 0 0 パーツ

(b) 1 6 時 3 0 分から 2 4 時まで / 1 件につき 3 0 0 パーツ

(c) 2 4 時から 0 8 時 3 0 分まで / 1 件につき 3 0 0 パーツ

(1 0) 外国と接する国境ゾーンを有する税関の責任エリアにおける、(1) に基づく税関所での特別業務、(2) に基づく輸出入船舶内での業務、(3) に基づく小型輸送船もしくはエンジンなし輸送船内の業務、(4) に基づく貨物検査もしくは輸送検査業務、及び(9) に基づく税関所での業務 / 手数料なし

注(1) 公休日における業務許可申請は希望する業務日の一日前の公務時間内に税関職員に申請する。公務時間外の業務許可申請は公務時間内に申請する。(2) 許可書に基づく手続きができない場合は支払った手数料の半額を返還する。

ソー 4 添付書

税関業務地以外の業務もしくは特別業務の職員に対する交通費及び日当レート

1、交通費

(1) 公用車による移動の場合は 1 キロメートルにつき 2 0 パーツ。ただし合計で 1 0 0 パーツ以上とする。

(2) (1) 以外の場合は実費

2、日当

(1) 0 6 時から 1 8 時までの業務

(a) 税関吏(スラカーラック) もしくは税関検査官(ナーイ・トルワット・スラカコーン) より下の地位の職員は 7 0 パーツ

(b) 税関検査官もしくは税関検査官と同等の地位にある職員は 2 0 0 パーツ

(c) 税関所主任(ナーイ・ダーン・スラカコーン)、税関所長(サラワット・スラカコーン)、もしくは税関所長と同等の職員は 4 0 0 パーツ

公務時間前に職員を税関業務地から出発させなければならない、もしくは職員が公務時間内に帰って来れない、あるいは公務時間外に業務をさせる場合は、業務によりソー 3 添付書に基づき請求する。

(2) 1 8 時から翌日の 0 6 時までの業務は (1) のレートに基づき徴収する

(3) 外国と接した陸上国境ゾーンを有する税関ポイントの責任エリアである場合は徴収しない。

ソー5 添付書
書類手数料レート

- (1) 報告書 1部200パーツ
- (2) 保証書 1枚40パーツ
- (3) その他の書類 1枚40パーツ

ソー7 添付書
出港許可書(バイ・プロイ) 発行手数料レート

- (1) 船舶出港許可書(バイ・プロイ・ルア)もしくは航空機出港許可書(バイ・プロイ・アーカートヤーン) 1隻・機につき100パーツ(国内目的地への出港の場合)、200パーツ(外国の目的地への出港の場合)
- (2) 一般管理可能な貨物の搬出許可書(バイ・アヌヤート・プロイ・シンカー) 1年につき200パーツ(国内目的地への搬出の場合)

注

- (1) 国内港湾及び国外港湾への出港許可書を得た船舶は、国外出港についての出港許可書についてのみ手数料を徴収する。
 - (2) 以下の国内向け船舶は手数料を徴収しない。
 - (a) 35トン以下の船舶
 - (b) バラストのみ積載の船舶
 - (c) 人力を主動力とする船舶
 - (3) タイ・マレーシア経済社会開発プロジェクトに基づくナラティワート県タクバイ郡バーン・ターバー波止場からマレーシア国クランタン州カラン・クボールの波止場へ向かうタイ政府及びマレーシア政府の動力付き筏式渡し舟(ペ・カナーン・ヨン)は、出港許可書発行手数料を徴収しない。
 - (4) 外国と接した陸上国境ゾーンを有する税関ポイントの責任エリアにある波止場からの出港許可書を得た船、筏である場合は出港許可書発行手数料を徴収しない。
- (おわり)